

# 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

山口県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域、都市・地域再生等占用方針及び都市・地域再生等占用主体を次のとおり指定する。

## 1 都市・地域再生等利用区域

### (1) 指定範囲

二級河川深川川水系深川川及び大寧寺川の河川区域内で、別図に示す区域

### (2) 指定年月日

平成30年10月23日

## 2 都市・地域再生等占用方針

### (1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうちイベント施設、イベント施設と一体をなす飲食店、売店、照明・音響施設、川床、置き座その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

### (2) 許可方針

#### ア 占用許可を可能とする要件

- ・ 占用にあたっては、関係法令等を遵守し、治水上又は利水上の支障を生じないものであること。

#### イ 占用許可条件

- ・ 占用にあたっては、河川法及び河川法に基づいて発せられた命令を遵守すること。
- ・ 河川管理上支障が生じた場合は、許可を取消し、原状回復を命ずることがある。
- ・ この占用及び工作物の設置によって損失を受けるものがあるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。
- ・ 工事の施工にあたっては、長門土木建築事務所長（以下「所長」という。）が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。
- ・ この工事の着手及び工事の完了の際には、着手届、完了届をすみやかに所長に提出し、所長の指定する職員の完了検査を受けること。
- ・ 大雨、洪水、暴風、大雪の各注意報・警報発令時には、川床の設置物を撤去し、水難事故や利用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時、的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。
- ・ 許可を受けた者は、各占用施設の管理責任者及び緊急連絡先を定めて所長に届け出ること。なお、これらの内容に変更が生じた場合は速やかにその旨を届け出ること。
- ・ 許可を受けた者は、毎事業年度の終了後3箇月以内に、当該事業年度に係る事業の遂行状況その他所長が求める内容を報告すること。
- ・ 占用の場所及びその周辺について、良好な清潔の保持に努めること。
- ・ 施設利用の際は、騒音等近隣の迷惑とならないよう注意すること。

### 3 都市・地域再生等占用主体

準則第二十二第4項第2号に掲げる者とする。

#### 別図

二級河川深川川水系深川川及び大寧寺川の河川区域のうち下図に示す範囲とする。

